

「起居注」とは官名で、起居注官が皇帝の言行を記録した档冊を「起居注冊」と呼び、一種の日記に似た史料です。この種の記録文書はかなり早い時代から見ることが出来ました。周代にはすでに左史、右史という職位があり、漢武帝の時代には「禁中起居注」、唐代には「創業起居注」がございました。清康熙 10 年（1671）、太和門西廊に起居注館が設置され、起居注官は日講官を兼任し翰林院に所属していました。故宮博物院では清代歴朝の起居注冊（満州語本と漢文語本二種）を収蔵しています。康熙朝は毎月 1 冊、一年 12 冊あり、閏月のある年は 1 冊追加となっております。雍正朝以降は毎月 2 冊に増やされ、一年 24 冊、閏月のある年は 2 冊追加となりました。朝会、御門聴政、郊廟での行事、外藩の入朝、軍の大閱、囚人の刑の執行など、起居注官は様々な出来事を記録していました。例えば起居注官は、謁陵、校狩、駐蹕、巡狩など常に皇帝につき随っていました。記載の書式は、まず起居を記し、次に諭旨、その次に題奏について記し、最後に官員の引見について記載しておりました。起居注には内記注一種もあり、皇帝の御殿入りやご機嫌伺い、賜宴、食事、園内散策、巡幸、焼香、駐蹕、狩猟、灯火の観賞などの行事が記録してあります。起居注冊に記載されている内容は極めて広範囲に渡り、かつ詳細に記録してありますので、その他官書の不足部分を補う事ができ、清代史研究にとってたいへん貴重な直接史料となっております。